

1 日合同相談所を開設します

各種専門相談員による合同相談会を開催します。日ごろから気になることや行政に対する意見などをご相談ください。

日時 10月15日(木) 13時30分～16時30分

場所 白樺コミュニティセンター **料金** 無料

申込 10月13日(火)までに、広報広聴係まで申し込みください。申し込みの際に、氏名・電話番号・おおまかな相談内容や希望時間などをお聞きします。また、申込フォームからも申し込みできますのでご利用ください。

注意 相談者をご自分で作成された登記申請書等について、記載事項の確認や添削は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

問 デジタル都市推進課広報広聴係 (☎ 23 - 3069)



申込フォーム

<内容・相談員>

内容	相談員
●行政相談 行政が行う業務に対する要望や意見など	行政相談委員 中山 茜さん
●相続・不動産登記 土地や建物の名義変更など	司法書士 吉原 洋さん
●人権相談 セクハラやパワハラ、 家庭内暴力など	人権擁護委員 堀内 教子 ^{のりこ} さん 渡部 泰夫 ^{やすお} さん
●消費相談 契約トラブルなど	消費生活相談員 小杉 裕司さん
●成年後見 成年後見の仕組みや 費用など	相談支援員 安部 啓さん
●生活困窮 くらしの困りごと (就労や家計) など	相談支援員 みなみや 南谷 慶子さん

11月2日は町道民税・固定資産税・国民健康保険税の納期限です

納期限までに納付しないと、督促状の発付のほか、延滞金がかかる場合があります。

病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

問 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

2026 北方領土を知るつどい in 当別町を開催します

北方領土問題への理解を深めることを目的に、当別町文化祭にあわせて「2026 北方領土を知るつどい in 当別町」を開催します。今回は、国後島出身の語り部・佐々木タエ氏を講師としてお招きし、島での暮らしや北方領土への思いについてお話しいたします。北方領土問題を身近に感じ、ともに考える機会として、ぜひお気軽にご参加ください。

日時 10月31日(土) 14時～15時

場所 西当別コミュニティセンター 大会議室

問 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

片付けセミナー「開運！片付け講座～運氣が変わる整理術～」

増えてしまったモノを整理し、これからの人生を心地よく迎えるための「片付け・整理術」が学べます。

日時 11月2日(月) 13時30分～16時

場所 西当別支所 **対象** 町在住の60才以上で軽易な就業を希望する方 **料金** 無料 **申込** 10月30日(金)までに問い合わせ先まで申込みください。 **問** 当別町シルバー人材センター (☎ 22 - 4191)

ソーラーハウス工作教室を開催します

手作りランタンとしても使えるソーラーハウスの模型を工作して、太陽光で創った電気を貯めて、上手に活用することを学びます。

発電の仕組みを知ること、電気を「かしこく使う」ことに繋がります。お家の電気の使い方を、親子で改めて考えるきっかけにしてみませんか。ぜひ気軽に申し込みください。

日時 10月10日(土) 10時30分～12時30分

場所 北海道医療大学で開催の「Tobetsu Mirai Fes」内 中央講義棟 10階 I会場

対象 小学4～6年生推奨(親子同伴での参加に限らせていただきます) **料金** 無料 **定員** 10組(定員に達し次第、受付を終了します) **申込** 10月9日(金)17時までに申込フォームから申し込みください。

問 ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係 (☎ 27 - 5089)



申込フォーム

お知らせ

ヒグマにご注意ください

9月1日から10月31日までは北海道全域で「秋のヒグマ注意特別期間」となっています。山に入る場合は、次の事項に十分注意してください。

注意 ①「ヒグマ出没」などの看板がある場所には立ち入らない、②野山では音を出しながら歩く、③フンや足跡を見つけたら引き返す、④食べ物やゴミを必ず持ち帰る、⑤ヒグマの行動が活発になる朝と夕方のほか濃霧や降雨のときは山に入らない、⑥目立つ服装をし、一人で野山に入らない、⑦家族や知人などに行き先を知らせる

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

野生鳥獣に食べ物を与えないでください

キツネ・カラス等が人の食べ物に慣れると、住宅地へ繰り返し出没し、ごみを荒らしたり、農作物被害、交通事故、人身被害につながるおそれがあります。人と野生鳥獣が安全に共生するため、「餌を与えない」「ごみや食べ物を放置しない」「近づかない」「触らない」ことを心掛けましょう。特にキツネには、エキノコックス症の原因となる寄生虫がいる場合があります。野生鳥獣との適切な距離を保ち、安心して暮らせるまちづくりへのご協力をお願いします。

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）



町ホームページ

野焼きは法律で禁止されています！

野外でごみを燃やす「野焼き」は、法律により一部の例外を除いて禁止されています。ドラム缶や簡易焼却炉、庭先でのごみ焼却も野焼きに該当します。野焼きは、煙や悪臭による近隣トラブルのほか、有害物質の発生や火災、大気汚染の原因となります。違反した場合は、5年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）が科される場合があります。快適で安全な生活環境を守るため、ごみは適正に処理し、野焼きは行わないようご協力をお願いします。

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）



町ホームページ

狩猟期間中における町有林への入林について

エゾシカの狩猟期間中（10月1日から令和9年3月31日まで）にも、町有林には森林散策や山菜採取などで入林する方のほか、森林調査・工事等の事業者が出入りします。

事故防止のために、森へ入る方は必ず事前に役場の林政係まで連絡し、森林の所管窓口を確認して書類を提出してください。また、入林時は、赤やオレンジなど目立つ服装を着用し、周囲の安全に十分注意してください。

問 ゼロカーボン推進室林政係（☎ 27 - 5089）

今年のハロウィンジャンボは1等・前後賞合わせて4億円！

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が9月16日（水）から発売されています。

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや地域住民の福祉向上のために使われます。

発売 9月16日（水）～10月16日（金）まで

抽選 10月26日（月） **問** 公益財団法人北海道市町村振興協会（☎ 011 - 232 - 0281）

年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。今年度新たに該当する方には9月1日から順次、日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式）の入った封筒が送付されていますので、請求書に必要な事項等を記入し、早めに返送ください。

対象 老齢基礎年金受給者は、①65歳以上、②世帯全員の市町村民税が非課税、③前年の年金収入額とその他所得額の合計が、昭和31年4月2日以降に生まれた方は80万9,000円以下、昭和31年4月1日以前に生まれた方は80万6,700円以下であることの3点を満たしている方が給付対象です。障害基礎年金・遺族基礎年金受給者は、前年の所得が479万4,000円（扶養親族等の数に応じて増額）以下の方が給付対象です。

問 給付金専用ダイヤル（☎ 0570 - 05 - 4092）
※基礎年金番号が分かるものをご用意のうえ、問い合わせください。

当別町防災セミナーを開催します

胆振東部地震を教訓に、冬の停電による暖房停止や一酸化炭素中毒など、知識で防げる災害リスクについて学びます。避難生活の指標「TKB+WP（トイレ・食事・就寝・暖房・薬）」を理解し、実践型演習を通じて、災害への対応力を一緒に高めていきましょう。

講師 日本赤十字北海道看護大学 根本昌宏教授

日時 10月17日（土） 9時30分～11時30分

場所 旧当別小学校体育館 **対象** 当別町に在住、または勤務している方 **持参** 上靴、靴袋

申込 10月14日（水）までに申込フォームまたは問い合わせ先まで申し込みください。**問** 危機対策課危機対策係（☎ 23 - 3801）



申込フォーム

当別創業塾を開催します

創業に関心のある方、創業を目指す方、創業後間もない方を対象として、経営の知識を学ぶカリキュラムを無料で受講できます。

日時 10月3日、10日、17日、24日の計4回（いずれも土曜日）13時～17時 **場所** 当別町商工会

内容 創業計画書の作成方法、会計・税務の基礎知識など **定員** 20名

問 当別町商工会（☎ 23 - 2447/FAX:23 - 2570）

「フィーカ教室」を開催します

スウェーデンのおかしづくりを紹介する5回シリーズ、第3回目のテーマは「3種類のロール」です。スウェーデンのおやつ定番、シナモンロールなど、3種類の甘いパンを作ります。ぜひご参加ください。

日時 10月17日（土）10時～14時 **場所** 西当別コミュニティセンター 調理室 **定員** 10名

料金 3,300円（材料費込み）**申込** 10月15日（木）までスウェーデン交流センターに申し込みください。※オンラインショップ「mycket」からの申し込みが便利です。**問** 一般財団法人スウェーデン交流センター（☎ 26 - 2360（火曜日を除く）/mail:info@swedishcenter.or.jp）



mycket
ホームページ

石狩八の沢ウインドファーム（旧：（仮称）八の沢風力発電事業）環境影響評価報告書の縦覧について

石狩八の沢ウインドファーム環境影響評価報告書の縦覧を行います。

場所 当別町役場 1階環境生活課窓口

期間 10月5日（月）～11月4日（水）

問 電源開発株式会社（☎ 03 - 3546 - 8230）

10月は集中美化強化月間です

10月1日から31日まで、集中美化強化月間を実施します。美しいまちを維持するためには、一人ひとりの環境美化への意識と行動が大切です。ポイ捨ての防止や敷地周辺の清掃、ごみの適正な分別など、身近なことから取り組み快適で魅力あるまちづくりを進めていきましょう。

問 環境生活課環境対策係（☎ 23 - 2503）

下水道は正しく使いましょう

下水道には何を流してもいいというわけではありません。下水道は、自然環境や身の回りの生活環境をより良くするための公共の財産です。

異物や危険物を流すことはやめましょう

- ・下水道の詰まりや下水道施設の故障の原因になりますので、台所の排水口に油や野菜くず、残飯などを流したり、トイレにトイレットペーパー以外のものを流さないでください。
- ・ガソリンやシンナーなどの危険物は絶対に流さないでください。

雨水が流れ込まないようにしましょう

町の下水道は、汚水と雨水を分けて処理する分流式です。汚水は汚水管を通じて下水処理場へ、雨水は側溝等に排水され、河川へと放流されます。

間違った接続等で住宅内の汚水管に雨水が流れ込むと、汚水管が満水になりトイレが流れなくなることがあります。

排水設備を管理しましょう

住宅内の排水管・排水桝はご自身で管理してください。住宅内で、排水設備の詰まりや流れが悪いなどの問題があれば、町ホームページに掲載している町の指定業者に修理を依頼してください。

問 上下水道課業務係（☎ 22 - 2411）



町ホームページ

とうべつ EZOCA を保有する町民に 1,000 ポイント付与します

物価高騰対策支援事業として「とうべつ EZOCA」を保有する町民全員を対象に 1,000 ポイントを付与します。とうべつ EZOCA を保有されていない方は 11 月 30 日までに作成すると対象となります。12 月 1 日以降に保有してもポイントは付与されませんのでご注意ください。ポイント付与日は令和 9 年 1 月末を予定しています。

問 産業振興課産業振興係（☎ 23 - 3129）

当別ぐるっとデジタルスタンプラリー開催中

当別町の「おいしい!」「楽しい!」を巡るデジタルスタンプラリーを開催中です。対象店舗や観光スポットを巡ってスタンプを集めると、毎月抽選で景品が当たります。まだ参加していない方も、この機会にぜひご参加ください。詳細は、特設ホームページをご確認ください。

問 当別町観光協会事務局（☎ 27 - 5381）



特設ホームページ

とうべつ学園・西当別中学校吹奏楽部定期演奏会を開催します

1 年間の集大成として、北海道吹奏楽コンクール札幌地区大会で演奏した曲などを演奏します。

日時 10 月 17 日（土）開場 13 時、開演 13 時 30 分 **場所** とうべつ学園 体育館 **曲目** パガニーニの主題による狂詩曲（吹奏楽コンクール演奏曲）、クイーン・メドレー、「トイストーリー 4」よりハイライト など **料金** 無料 **持参** 上靴

問 とうべつ学園吹奏楽部（中村・☎ 23 - 2102）

道民生活応援ポイント給付事業申請はお済みでしょうか

道民生活応援ポイント給付事業では、対象となる世帯主の皆さまへ申請に必要な「案内はがき」を送っています。アプリ申請、郵送申請のいずれの場合も、「案内はがき」が必要です。まだ申請がお済みでない方は、期限までに手続きください。

また、「案内はがき」が届いていない方や紛失された方は、お早めに事務局コールセンターへ問い合わせください。再発行には時間を要する場合がありますので、余裕をもってご連絡ください。詳細は、北海道ホームページをご確認ください。

問 道民生活応援ポイント給付事業事務局コールセンター（☎ 0120 - 842 - 076）



北海道
ホームページ

北海道の最低賃金は 1,131 円になります

北海道の最低賃金が 10 月に改定されます。この金額は、北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトなどのすべての働く人）やその使用者に適用されます。なお、効力発生日は 10 月 1 日です。

問 北海道労働局労働基準部賃金室（☎ 011 - 709 - 2311）

スポーツの日に施設を無料開放します

スポーツの秋です。総合体育館、西当別コミュニティセンターでいい汗かきませんか？スポーツの日にあわせて、すべての個人利用を無料とします。

日程 10 月 12 日（月祝）9 時～ 21 時（西当別コミュニティセンターは 21 時 30 分まで）**場所** 総合体育館、西当別コミュニティセンター

料金 無料 **問** NPO 法人ふれ・スポ・とうべつ（総合体育館内・☎ 22 - 3833、9 時～ 17 時）

広 告

広 告

お知らせ

見守り情報



最新の消費者トラブル事例や対策、特殊詐欺の被害者にならないための情報を発信します。

「強引な勧誘で契約させられた!」
「不審な電話がきた!」など、
一人で悩まず相談しましょう!

相談先は
こちら

環境生活課町民生活係 消費生活相談窓口

☎23-3209 (8:45~17:15)

☎188 (消費者ホットダイヤル全国共通)

「便利な時代の落とし穴!」 キャッシュレス決済で気をつけること

スマホやカードで支払えて便利なキャッシュレス決済ですが、「使い過ぎ」「通信・機器のトラブル」「不正利用」の3つのリスクに注意が必要です。

この機会にしっかり確認しておきましょう。

事例 リボ払いの高額手数料!

キャッシュレス決済の初期設定がリボ払いになっていて、手数料(利息)が膨らみ、総支払額が大幅に増え、家計を圧迫した。



事例 フィッシング詐欺によるアカウント乗っ取り

「〇〇 pay からのお知らせ」というメールのリンクをタップして、ID とパスワードを入力した。後日、身に覚えのない8万円の決済がされていた。

対策 安全に使うためのチェックリスト

- ☑ 申込時に支払い方法を必ず確認しましょう
「一括・分割・リボ払い」のどれが適用されるか申込時に確認しましょう。
- ☑ 利用明細を定期的に確認しましょう
月に1回は利用明細を見て、使い過ぎや不審な請求がないか確認する習慣をつけましょう。
- ☑ メール・SMSのリンクは安易にタップしないでください
偽サイトに誘導し、個人情報やカード番号を盗み取る手口です。
- ☑ キャッシュレス決済に頼らず、少額の現金を携帯しましょう
通信障害が発生した場合、すべてのキャッシュレス決済が一時的に利用できなくなることがあります。



広 告

広 告

広 告

広 告

消防署からのお知らせ

全国消防救助技術大会に出場しました



8月22日（土）、新潟市で開催された全国消防救助技術大会に当別消防署の工藤消防士、辻本消防士の2名が「ロープ応用登はん」の種目で出場しました。ロープ応用登はんとは、2人1組で協力し器材を使用せずに15mロープを登る訓練で、これまで2人は、日々の訓練にひたむきに取り組み、努力を重ね、全国大会という大きな舞台に挑むことが出来ました。

大会では全国から集まった救助技術を極めた消防職員の技術を間近で感じることができ、大きな刺激を受けるとともに、今後の訓練や業務に対する意識をさらに高める貴重な経験となりました。

問 警防1課救助1係（☎ 23 - 2537）



当別消防署
ホームページ

令和8年秋の火災予防運動を実施します

当別消防署では、10月15日から31日までの期間、「秋の火災予防運動」を実施します。この運動は、空気の乾燥や暖房器具の使用が始まるなど、火災が発生しやすい季節を迎えるにあたり、火災予防について考えて、防火意識を高めることを目的としています。

消防・防災クイズ

10月1日から23日までの期間、消防・防災クイズを実施します。QRコードからクイズに挑戦すると、全問正解者の中から抽選で5名の方に、防災グッズを贈呈します。応募期間中は町内の各施設や事業所等にQRコード付きポスターを掲示していますので、ぜひクイズに参加して、防火・防災について楽しく学んでください。皆さんの参加をお待ちしております。



消防・防災クイズ

店内・店頭広報

町内事業所に協力いただき、防火店内放送や消防職員・消防団員による店頭での広報活動を行い、火災予防を呼びかけます。



令和8年度
全国統一防火標語



火の確認 いい日を支える いい習慣

問 予防課予防係（☎ 23 - 2537）

広 告

広 告

広 告

北警察署からのお知らせ

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられました

令和8年9月1日から、改正道路交通法施行令が施行され、生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。

1 現行の自動車の最高速度（一般道路）

- ①標識や道路標示で最高速度が指定されている道路
→その速度（いわゆる「指定速度」）
- ②標識や道路標示で最高速度が指定されていない道路
→60km/h（いわゆる「法定速度」）

2 生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のこと。



▼改正内容（法定速度が30km/hとなる道路）

道路標識による中央線又は車両通行帯のいずれも設けられておらず、かつ、道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されていない道路

▼以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

- ①道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ②道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④自動車専用道路



※従前通り、道路標識等による指定がある場合はその速度に従ってください！



問 北警察署交通第一課（☎011-727-0110）

広 告

広 告

広 告